平成２６年（フ）第１２号
山口県周南市周陽１丁目14番７号
債務者　藤本　信明
1　決定年月日時　平成26年３月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　通山　和史
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年６月20日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成26年６月20日まで
山口地方裁判所周南支部

平成２６年（フ）第２２号
山口県周南市大字鹿野下2561番地の４
債務者　秋本　篤
1　決定年月日時　平成26年３月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　根石　博文
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年６月27日午前10時
5　免責意見申述期間　平成26年６月27日まで
山口地方裁判所周南支部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２６年（フ）第５１号
盛岡市西青山１丁目７番６―402号
債務者　近江　祐子
1　決定年月日時　平成26年３月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月９日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２６年（フ）第６０号
盛岡市西青山２丁目10番23号　ウエストブル―102号
債務者　安部　祐一
1　決定年月日時　平成26年３月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月９日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２５年（フ）第２８１号
茨城県つくばみらい市絹の台１丁目10番地１シャルム絹の台Ｃ101
債務者　大久保弓子
1　決定年月日時　平成26年３月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月９日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２６年（フ）第５０号
神奈川県秦野市鶴巻南４丁目17番６号、前住所神奈川県秦野市鶴巻1419番地の１　プランヴェール鶴巻703号
債務者　渡辺　一彦
1　決定年月日時　平成26年３月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月９日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２６年（フ）第５１号
神奈川県座間市立野台３丁目５番１号　外山ハイツ101号
債務者　森島　篤志
1　決定年月日時　平成26年３月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月９日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２６年（フ）第６３号
相模原市緑区橋本４丁目11番７―405号
債務者　南部　佳宏
1　決定年月日時　平成26年３月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月９日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２６年（フ）第２３号
香川県高松市東山崎町514番地　市住28―133
債務者　幸松　浩樹
1　決定年月日時　平成26年３月14日午前10時10分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月９日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２６年（フ）第１１号
長崎県長崎市田上４丁目５番５号　中村アパート103号
債務者　山﨑　淳次
1　決定年月日時　平成26年３月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月９日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第１７号
長崎県長崎市水の浦町110番地　野田アパート201
債務者　手嶋　正義
1　決定年月日時　平成26年３月14日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月９日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第２６号
長崎県長崎市毛井首町237番地　県営住宅毛井首団地Ｈ棟403
債務者　深堀　智子
1　決定年月日時　平成26年３月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月９日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第３９号
長崎県長崎市西琴平町11番12号　西琴平ハウス101号
債務者　高村千穂美
1　決定年月日時　平成26年３月14日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月９日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第８号
鹿児島県枕崎市汐見町61番地
債務者　松元　礼和
1　決定年月日時　平成26年３月10日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月９日まで
鹿児島地方裁判所知覧支部

平成２６年（フ）第５８号
仙台市青葉区錦ケ丘６丁目21番地の11、従前の住所仙台市太白区向山１丁目３番50―605号
債務者　佐藤　睦子
1　決定年月日時　平成26年３月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月12日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２６年（フ）第６２号
宮城県亘理郡亘理町長瀞字稲荷前19番地18
債務者　八木　朋弘
1　決定年月日時　平成26年３月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月12日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２６年（フ）第１９号
茨城県水戸市住吉町302番地の１　グループホームハイジの丘、旧住所茨城県水戸市若宮１丁目７番27棟406号　県営若宮アパート
債務者　横山　昌美
1　決定年月日時　平成26年３月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月12日まで
水戸地方裁判所